

## 近代中国における師範教育の展開：清末から1948年 までを中心として

崔, 淑芬  
九州大学文学研究科史学専攻

<https://doi.org/10.11501/3110806>

---

出版情報：九州大学, 1995, 博士（文学）, 課程博士  
バージョン：  
権利関係：

## 第二章 師範教育の分離独立

### 第一節：「奏定学堂章程」の制定

光緒29（1904）年に制定された「奏定学堂章程」は、師範学堂を正式に設立させることになった。張百熙の『欽定学堂章程』が初めて正式に師範教育の系統を規定したが、しかしそれは、師範学堂を単に直系各学堂内に附属設立するだけのことで、独立した組織としてではなかった。「奏定学堂章程」には、「欽定学堂章程」には存在しなかった優級師範学堂章程、初級師範学堂章程、実業教員講習所章程等の各章程が新しく設けられ、教師養成教育に対する基本的構想が示されるとともに、教師の養成が、各級学堂付設の機関ではなく、独立の機関として設立された学校で行われることを原則的に規定するに至ったところにその特色があった。

しかし何故、「欽定学堂章程」が頒布後、1年足らずで廃止されねばならなかったのだろうか。それには保守派、進歩派、満人派間の争いに注目しなければならない。旧維新派の漢人官僚たる管学大臣・張百熙は、その奏進するところの「欽定学堂章程」に不備の点があったとはいえ、彼は新学制起稿立案および管学大臣としての責任において、教師の厳選や新進の抜擢、大学の設置等、教育改革に異常な熱意を示した。しかし彼の博した名望に対する満蒙系官僚の不満や、保守派の策謀は日増しに強まり、栄慶が推されてこれに反対した（注1）。

清史稿・列伝 226・栄慶伝にも「百熙一意更新、栄慶時以旧学調濟之」とあるように、張百熙の進歩主義に対し、栄慶は保守主義の立場から調整したもののようなのである。そこで栄慶は、当時進歩主義者として人望のあった張之洞を起用し、新しい学制を制定した。これは一つには張百熙の名声を削ぎ、二つには保守派の信望を回復しようとしたためである（注2）。

奏定学堂章程は張百熙、栄慶二人の管学大臣および張之洞の連名になっているが、むしろ栄慶一派の発議により、ほとんど張之洞一人が立案したものだと言われている（注3）。

第一章に述べたように、張之洞は洋務派官僚の一人で、かつて湖広総督時代に湖北自強学堂、広東水師学堂、広東水師学堂、湖北武備学堂等の創設に努め、中国の軍事教育の強化を図った人であるが（注4）、1898年には「勸学篇」を著し、中国教育の近代化を説い

ている（注5）。しかしながら彼の思想は、「中体西用」、つまり中学（中国学）を体とし西学を用とする折衷的なもので、これが保守派に利用されることともなった。この章程は、彼が関係各方面の資料を広く参照し、「七度も稿を新たにした後」（注6）、十分な自信をもって上奏した新制度であったが、折衷的な色彩を帯びていたことは否定できない。しかし彼は、この学制に対し「七度も稿を新たにした」程、深思熟慮した上、新構想をこの章程に示した。それゆえにこの章程は後年の模範、基準とされるに値する整然さを持っており、さすがに碩学苦心の作たる跡を示している。

奏定学堂章程の制定を推進することになったもう一つの大きな原因は、当時の地方官の学堂開設に対する活動が急速に活発化したことである。

すなわち、河南巡撫・錫良等は省城大学堂について、閩浙督弁・許應駁は設立大学堂籌辦情形について、湖南巡撫・俞廉三は改設学堂農務工芸学堂について、陝甘總督・崧藩は籌辦大学堂情形について、山西巡撫・岑春煊は設立普省大学堂省城書院改設学堂籌辦情形について、広西巡撫・丁振鐸は省城書院改設学堂籌辦情形について、四川總督・奎俊は改設省城大学堂籌辦情形について、両江總督・劉坤一は籌辦江南各省学堂情形について、陝西巡撫・昇允は開辦大学堂擬訂章程について、両広總督・陶模等は設立広東大学堂並開辦及教課章程について、それぞれ奏摺している（注7）。しかしこれらの上奏は、いずれも山東の学堂章程を参考にしたといわれる。それでは山東の学堂章程とはどのようなものであろうか。

光緒27年、上諭によって省立書院を改院して大学堂を設置し、従来不徹底に終わっていた中学堂を各府庁および直隸州に、小学堂を各州県に設置し、さらに蒙養学堂を大幅に増設すべきことが命じられると、山東巡撫・袁世凱は逸早くこれに応え、山東学堂事宜及試辦章程を奏摺した。これが山東の学堂章程と言われるものである。

袁世凱（1859～1916.6.6）は中国近代の政治家である。清末の教育近代化過程において彼は、張百熙、張之洞、劉坤一などと並んで大きな影響を与えた人物である。中国においては、彼に関する研究、伝記、評伝、論文などが多い（注8）。1899年、戊戌政変での功勞により山東巡撫となった袁世凱は、義和団事件に際しては張之洞、劉坤一らと同様に排外策はとらず、また連合軍の北京占領後の事態收拾にも指導的役割を果たした。

教育改革とのかかわりにおいて袁世凱の名前が大きくクローズアップされるのは、「山東学堂事宜及試辦章程」の上奏が契機となっている。彼は地方官として逸早く上記章程を奏陳、地方における近代学校設立の具体的方策を提案したからである。

これによれば、省城に学堂を設立、これを備齋（小学程度）、正齋（中学程度）と專齋（大学・専門学堂程度）に分け、就学を奨励するというもので、清朝政府の学堂設立構想より単純で実施しやすく、当時の地方の実情に合致したものであった。つまり、もともと山東地方は兩江、兩湖、西広地方に比べて外国文化の浸透が遅れ、義和団のような排外的気風の強い地域であった。それだけに、学堂設置の方式も、伝統に依拠した中国形式を取り、しかも上級より下級（初歩的なもの）から始めるという方式が実情に即したものであった。そのため、この「山東プラン」は当時の中国社会に適合しやすい、普遍性を持つプランとして清朝政府の注目するところとなり、その年（1901年）の11月、政府は各省に対し、この方式をモデルに学堂を設立するよう通達を発している。

「袁世凱の上奏により、先ず各城に学堂を建て、クラスを分けて教育する。その備齋（下級クラス）は小学堂及び中学堂規則に従って編成する。各省はこれに照らして対策を講ぜよ。なおこのような学堂に学ぶ学生は、全てその專齋（上級クラス）を卒業した後、その成績をみて科挙章程に対応させて取り扱うので、大いに督励すべし。」

（注9）

この上諭に応じ、政務処は次のような「請飾各省建办学堂」を上奏した。

「袁世凱の山東学堂事宜及び試辦章程に関する上奏によると、先ず省城に一つの学堂をつくって、分齋、督課、備齋、正齋（下・中級クラス）から着手して、教師の養成ができた後、漸次整備していくとある。またその教育の指導規範と課程については、中国本来の伝統を基本とし、西洋のものをも取り入れていくが、倫理を明らかにし、礼法に従うことが人材を養成するためには最も基本的な道である。」（注10）

丁致聘も「奏定学堂章程を公布する前、各省がほとんどこの章程に従って実施した」と指摘している通り、事実各省もこれに倣ったようである（注11）。このように、山東プランが各省に大きな影響力を持ったのは、袁世凱が1902年1月、病死した李鴻章にかわって直隸総督に就任、北洋大臣を兼任して権勢を誇ったことも関係していたであろう。

11月の上諭と政務処の上奏を契機として、全国各省で学堂の設置が活発化した。山東省立大学堂の設立に続いて、江蘇省では蘇州中西学堂を改め蘇州省城大学堂が設立された。また同省では正誼書院を改め蘇州府中学堂とし、平江書院を改めて長州、元和、呉の3県小学堂が設立された。さらに、浙江省ではこの年10月に求是中西書院を省求是大学堂に改めており、江西省でも「山東プラン」に倣って大学堂が設立された。こうして、この頃から各省に大学・高・中・小学堂から蒙養学堂に至るまで盛んに設置され、普通教育がにわ

かに普及することになったのである。

光緒28年7月（1902年8月）、直隸総督に任じた袁世凱は、擬訂した小学堂・中学堂、さらに師範学堂などの暫定的な章程を上奏した（注12）。前述したように、袁世凱は山東巡撫として山東の教育振興にあたったが、光緒27（1901）年9月、吐血して亡くなった李鴻章の後をうけて直隸総督となり、北洋大臣をも兼ねた。そうして管下の学堂を体系的に設置するために、以上の3つの暫行定章程を奏請した。この中で最も注目すべきは、師範学堂に関する暫定的な章程である。小学堂と師範学堂とは表裏の関係にある。小学堂設置のためには、教習の養成が焦眉の急である。そこで章程は、その運営の仕方について、主なところ次のように規定している。

- ① 直隸各府州県は皆小学堂を設けることとする。ただ、教習がないので、実際には学堂ができない。先ず、省都の保定に師範学堂を設け、中西普通実学を教え、各学堂の教習を養成する。
- ② 今度の師範学堂は、必ずや早速の実効を得なければならない。若し、西文に通じてから西学を学んでいたのでは遅過ぎるようだ。専ら日本訳の西学を中国文に転訳して教えること。教習には、中国人と日本人とも採用する。
- ③ 学堂には総弁（1名）、各学堂内のすべての事務を取り扱う総教習（1名）、一切の授業を分配する監督（1名）、正教習（2組ごとに1名）、副教習（2組ごとに1名）、斎長（4名）、司事（4名）を置く。
- ④ 学生定員は約800名とし、これを4斎に分け、第一斎は半年、第二斎は1年、第三斎は2年、第四斎は3年で卒業とする。最初のうちは挙人、生員中より22~32歳の者を選抜入学させ、3カ月間の試習期間を置く。その結果、本入学を決定することとする。
- ⑤ 課程については、経学・文学・教育学・史学・地学・算学・格致学・農学・体操の9科とし、第三・四斎では公法学・財政学の2科目を増設する。学堂では毎月1日・15日に先師・孔子に対する行礼があり、聖諭広訓の宣講がある。（注13）

この中の第5条・課程において、経学が第一番目になっていることは、光緒29（1904）年制定された「奏定学堂章程」における師範学堂章程中の師範学堂の教養共通課程と比べると、非常に似たものとなっている。すなわち、各類共通・公共科のそれは人倫道德・経義大義・中国文学・教育学・心理学・体操・英語である（注14）。

袁世凱の一連の上奏は、当時の地方の実情にも、また支配体制の再編強化を試みる清朝

の政治的目的にも合致するものであり、清末の教育改革に大きな影響を与えたのである。

ここでは、袁世凱の教育政策がどのような理念に基づくものであったのか、そして清政府の「教育宗旨」に示される精神とそれとはどのような関係にあったのか、について分析していきたい。

袁世凱は日清戦争、義和団事件という二度の対外的・対内的危機に遭遇して、先ず考えたことは、早急に「富国強兵」という国家的課題を達成することであった。その際の最優先課題が、人材を育成することであるとされた。次の一節はそのことを如実に物語っている。

「私が思うに、国勢の強弱は人材を重視するかどうかにかかっている。人材の盛衰の根幹は学校にある。そしてまた、学校が人材を輩出させるところなのである。現在、世の中の変化は速く、時局は極めて困難になっている。このような折りには、人材が国を治め得るのであるから、必ずや、学校を建て、人材を育成すべきである。学校を建てることそのものは難しいことではない。しかし、その規則を最初に定めることが実際には難しいのである。思うに、各国の学校の制度はすべて、時局に左右されて損益を受けるが、その成果を見極めるまでには長時間を要するのである。」（注15）。

袁世凱は「度支を裕くし」「武備を修める」という「富国強兵」策の実施のためには「人材を養成して、治を図るを根本となす」（注16）と主張しているのである。彼にあっては、国策に沿う人材の養成こそが第一主義的な課題であった。

しかしながら、教授内容に至っては、学堂ではもっぱら「経史を講会し」「教法は四書五経を体とし、歴代史鑑及び中外の政治、学芸を輔とする」とし、あくまでも伝統的な儒教教育を基礎としており、洋務派の中体西用論的な指向を超えるものではなかった（注17）。

つまり、「中体西用論」的な方法を用いて国家に忠誠を尽くす人材の養成がめざされていた。また、伝統的中学（四書五経）精神をあくまで固守することをも主張している。彼の行おうとした教育改革の理念は、近代的な義務教育の理念とはほど遠い、国家への忠誠心、あるいは伝統的な儒教倫理で支えられた国家主義的実務派人材の確保を目的とする、専制国家主義的な教育理念であった。

それでは、袁世凱のこの「教育論」の精神は、清政府の「教育宗旨」とどんな関係にあったのか。まず清政府の「教育宗旨」から上論の一節をみてみよう。

「古より庠序学校、みなもって倫徳を明らかにし、道芸を行い、士を造るにあらざるはなし。政教の隆んなる、いまだ學術をもととせざるものあらず。すなわち、東西各国の教育もまた、人の学ばざるなきをもって帰するとなす。実に中外不易の理なり。朝廷、銳意学を興し、專部を特設し、もってこれを薰理し、自からまさに宗旨を明示し、趨響を定めて、一道同風を期せしむべし。ここに、該部、陳ぶるところの忠君、尊孔、尚公、尚武、尚実との五端によって扼要となす。これを総じるに、君民一体、愛国は、すなわちもって世を扶く。人人合羣の心力ありて、公德もって昭かなり。人人振武の精神ありて、自強恃むべし。つとめて農工商各科を請求して、物に棄つるの才なく、地に遺すの利なく、国計先民を益するあらんことを期す。（中略）京師および各省にあるところの学堂の師長、生徒、もっとも、よろしく本を正し、源を清め、義理を弁明すべし。功名禄利の路をなすを視ず、もって修斉治平の規となさば、国家における勸学育材の意、まさに、負うなきとなす。」（注18）

ここでは、「忠君」「愛国」と「尊孔」「翼教」なる儒教倫理の貫徹が扼要の筆頭に位置づけられる。これに次いで他の3項、すなわち人々を合羣せしめる公德実現のための公民教育を目標とする「尚公」、外侮の屈辱回復のための国防教育を目標とする「尚武」、国家の富強と民生の安定のための実業教育を目標とする「尚実」が、国家の国防・富国を実現するための眼目とされている。それは、旧態依然たる儒教倫理で固められた国家に、近代的補強措置をほどこそうとする指導理念に違背せず、支配体制の再編強化を試みた清朝の政治的目的に合致するものであったと言えよう。この点は、次の袁世凱の「特定教育綱要」の中でも確認できる。

「現在の教育の最大の欠点は4点ある。

第一は、道徳を重んじないこと。

第二は、国家の利益を重んじないこと。

第三は、尚武の精神がないこと。

第四は、実用には不適切なことである。

教育は道徳をもって経（縦糸）とし、実利教育と尚武教育をもって緯（横糸）とする。道徳・実利・尚武教育をもって体とするのであり、実用主義をもって用とする。つまり、実用教育とは、各学校が理・化・博物などの実学の実験を重視することから始めることであり、尚武教育とは、初等小学の頃より体育衛生を重視し、更に軍事訓練と兵法の修得から始めることである。（注19）

この「縦糸・横糸」論と「体・用」論の構造をみると、袁世凱の教育理念においては、「道德」が最も重視されていることが分かる。彼は「道德・実利・尚武を体となす」とい、なかでも「道德」を縦糸と位置づけている。この「道德」にかんして袁世凱は次のように説明する。

「聖王の尊ぶことは、最も重要なことである。学堂では至聖先師である孔子や本省の諸賢人儒者を慕う。そして、毎月1日には、教習は学生を卒引して礼を行う。更に、聖諭広訓を講じ、学生の心身を正す。」（注20）

また彼は、学堂の教授内容についても、前述したように「教法は四書五経を体とし、歴代史鑑および中外の政治・学芸を輔とする」（注21）と主張している。そうした点からみれば、袁世凱の教育理念はあくまでも伝統的な儒教教育を基礎としていたのである。

しかし、彼のこの議論の中で注目すべきことは、「実利」と「尚武」が「道德」と並んで「体」となすと主張されていることである。軍事優先や国益優先的な観点から「実利教育」や「尚武教育」が「体」とされ、更に「尚武教育」と「実用教育」が並列して説かれることによって、袁世凱にとっては「中体西用論」すら実用主義的に破壊されてしまっているのである。そのため袁にとっては、道德が最も重視されるものでありながら、実用主義が踏み込む余地がそこに与えられている、という教育理念になっていた。それゆえ、結果的には「中体」が形骸化してしまう可能性を秘めていたのである。

ともあれ、彼の教育理念は本質的には保守的ではあったがゆえに、中央政府内での賛同を得ることを可能とし、教育行政機構の再編、学堂の設立、日本教習の招聘という実用主義的な政策が抵抗なく承認されることになったのである。

## 第二節：師範学堂章程の頒布

光緒29（1904）年11月26日、張之洞・張百熙・榮慶の連名奏進による、いわゆる「奏定学堂章程」が制定された。この章程を全体的に言えば、日本の学校制度を範に取り、中国の礼教や習俗を考慮して立案されたもので、国民教育の普及と高等教育の充実を主眼としたものと言うことができる（注22）。その体系は初等小学より大学堂に至るまで、全制度を以下に示す「癸卯学制統計図」のように構成し、次のような内容をもっていた。

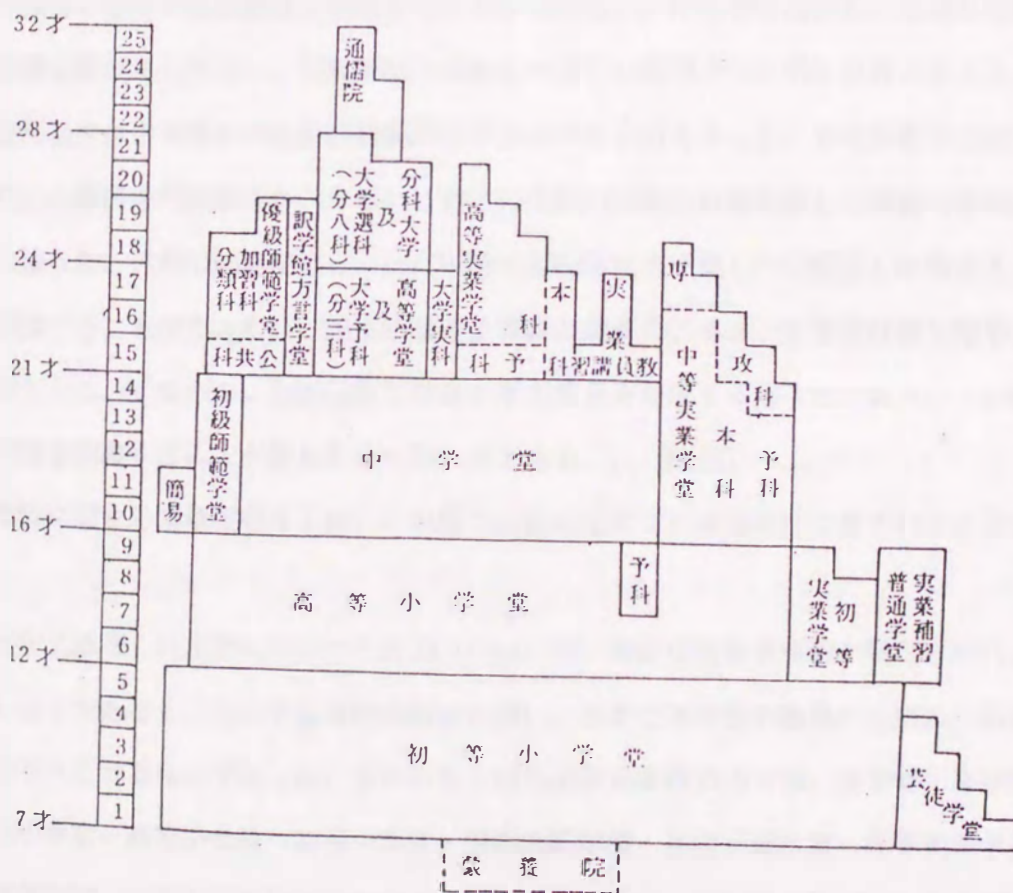
① 日本の学校体系を模範として、学校体系の基幹となる初等小学堂から大学堂までの



全修学年限を21学年とし、初級師範学堂は中等教育レベル（第10～14学年）、優級師範学堂は短期高等教育レベル（第15～18学年）に位置づける。

- ② 初級師範学堂と優級師範学堂は、各段階における付設の機関ではなく、独立した学校として開設することを原則とする。
- ③ 初等教員養成と中等教員養成を、目的別に2段階に分ける。（これによって、今日に至る師範教育制度の原型が確立された）
- ④ 女子初級師範学堂は中等教育レベル（第10～13学年）に属し、男子初級師範学堂の修業年限より1年短い。

癸卯学制系統図 1904（光緒29）年



この章程には「学務綱要」がある。学制実施についての全般的な方針を規定したもので56項目より成っている。「奏定学堂章程」はいうまでもなく、全国的な学校体系の一本化と、全面的な学堂の設置を意図したものである。それを要約すると、(1)伝統的な中華思想を温存しながらも、(2)西洋的な科学文化を導入、(3)近代的な国防教育を施そうとするもので、国家主義的な富国強兵の路線に沿ったものであるといえる。この奏定学堂章程には欽定学堂章程には存在しなかった優級師範学堂章程、初級師範学堂章程、実業教員講習所章程等の各章程が新しく設けられた。ただし女子教員養成のための女子師範学堂章程の規定は、おくれで4年後の光緒33年のことになる。「学務綱要」の中にはすでに、独立の優級・初級の各師範学堂を設立し、もって師範教育を確立すべきことの必要性が次のように説かれている。

「宜首先急辦師範学堂。学堂には必ず教師が要る。今の大学堂、高等学堂や省城の普通学堂は東西各国の教員を招聘することができる。しかし、各州県小学堂及び外府の中学堂は、多くの外国教員を招聘することができない。そこで今はただ、急速に各師範学堂を設けるしかない。初級師範生は初学小学及び高等小学の学生を教えること。優級師範生は中学堂の学生及び初級師範学堂の学生を教えること。省城師範学堂は、外国人の教員を招聘するか、あるいはすでに外国の師範学校を卒業した師範生を輔として使うか。外府の師範学堂は、ただ中国の師範学堂を卒業した師範生しか教員として招聘することができない。国民知識普及教育の調査によると、小学堂は最も重要な基礎である。すなわち、初級師範学堂は小学の教員を養成するところであり、この師範学堂を創設することが最も肝要な第一歩である。」(注23)

師範学堂に関する諸章程の骨子は、この時点においてすでにある程度できていたと言えよう。

「奏定学堂章程」の制定に次いで光緒29(1904)年、奏定任用教員章程が制定された。これはいうまでもなく、奏定学堂章程の制定に伴い、新制の各学堂の教員の任用に一応の基準を示そうとするものであった。すなわちこの任用教員章程の中では、大学堂・高等学堂・普通中学堂・高等小学堂・初等小学堂・優級師範学堂・初級師範学堂・高等実業学堂・中等実業学堂・初等実業学堂等におけるそれぞれの正教員・副教員の任用基準が各項ごとに規定されている。師範学堂関係の諸章程と形影相伴うものであった(注24)。

分離独立した師範教育は、等級を「優・初」の2級に分けている。優級は高等学堂程度よりやや高く、初級は普通中学堂程度よりやや高かった。そして、各々の師範学堂の下に

は数種の学堂を設立することになっている。初級師範は私立を、優級師範は加習料を除いて一切学費を徴収しない。卒業後、学生は各自教育に従事する義務があるが、その服務年限は地方によって相異なっている。

次に、初級、中級及び実業教員講習所の3部分に分け、その具体的内容を考察したい。その分析を通じ、当時の中国師範教育はどのような特徴を持っているのか、また中国の師範教育の中でどのような影響を与えたのかを究明したい。

### 一、初級師範学堂

初級師範学堂は、高等小学堂と初等小学堂の教員養成機関である。ここでは普通学を習うほか、兼ねて教授管理の法を講明することとしている。新制の「奏定学堂章程」にあつては、「須限定每州県、必設一所」（初級師範学章程：立学総義第一・第二節）と、初級師範学堂の設立が規定されている。州県ごとに一個所ずつの設置が義務づけられていたわけである。しかし、その設立ならびに運営の費用は「初級師範学堂経費、当就各地籌教備用」とも、「師範学生無庸納費」（以上初級師範学堂章程：立学総義第一・第三節）とも規定されていた。つまり、設立・運営の費用は州・県負担の上、学生からの納費は行わない建前になっていた。州・県にとっては、州・県立の中学堂や小学堂の設置と重複して、急激に大きな負担とならざるを得ない。

私費学生の制度もないわけではなかった。しかし、私費学生に関して章程はただ、「謂自備資斧入学者」（初級師範学堂章程：考試入学章程第三・第七節）と記すだけである。資斧とは、一般には旅費の意である。私費学生とは、修学に当たって、単に旅費だけを自弁する学生というわけではなかったであろうが、私費学生の存在がそのまま、師範学校経営にとって大きな負担軽減の原因となることはなかったであろう。中国の旧教育では、府・州・県の地方儒学の正途の生員には学費支給の伝統があつたし、彼らが日本の師範学校で学んだ際には、学費のほとんどをまかなった官費生制度が存在していた（注25）。

初級師範学堂章程には州・県立の師範学堂とともに、省城に省立の師範学堂を設立することが規定されていた。したがって省城にあつては、まず省立の師範学校の設立があり、その下にまた州・県立の師範学堂が別に設けられるというのが原則でもあつた。

さらに行政単位の小さな州県に対しては、奏定学堂章程の条文通り、ただちに師範学堂

の設立を強制することは無理なことであり、不可能なことであった。また、「惟以時初辦、可先于省城暫設一所。俟各省優級師範学堂卒業有人、再于各州縣以次添設」（初級師範学堂章程：立学総義第一・第二節）、つまり開辦にあたっては、暫定的に省城ごとに一堂を設置し、各省城の優級師範学堂卒業生が出るのをまって、各州縣に逐次初級師範学堂を設立することとしている。

また、当分の間、完全科のほかに簡易科を附設、教員の速成を図ることとしている。つまり、省城師範学堂には2種のものでなければならぬ。一は完全科で、5ヵ年で卒業、他は簡易科で1ヵ年で卒業する。前者の入学年齢は18歳以上25歳以下で、これを有資格者とし、後者は25歳以上30歳以下を有資格者とした。

さらに書院、公所、寺院などを利用し、修業年限10カ月の師範伝習所を設置、省城初等師範学堂簡易科卒業生のうち優秀な者を講師とするという急速な教員補充を図っている。さらには、初級師範学堂には予備科と小学師範講習所を設置することとしている。予備科は初級師範学堂入学志望者の普通学力の不足を補うところであり、小学師範講習所は伝習所卒業の現職教員や蒙館塾師の学力を補うところである。すなわちこの師範伝習所は、臨時の教員養成機関である。

師範伝習所の設立について、中国教育史の諸論著はそれぞれ記述する。余書麟著の『中国教育史』が「師範学堂は、十カ月修業の伝習所を設けなければならない」（注26）と記し、陳青之の『中国教育史』が「州縣師範学堂は、完全科のほかに、急速に十カ月の師範伝習所を設けなければならない」（注27）と記す例がある。余書麟著の記述は明確に、師範伝習所は師範学堂内に設立されるものとして記しているが、陳青之の記述は、州縣の師範学堂は完全科を具備したうえ、その他に十カ月修業の師範伝習所を急設すべきだと規定されたかに受け取れる記述になっている。

しかしながら、奏定初級師範学堂章程のこの教育機関設立に関する規定は、ただ次のように記されているだけである。「各州縣、于初級師範学堂尚未齊設立之時、宜急設師範伝習所、擇省城初級師範学堂簡易科卒業生之優秀者分往伝習」（立学総義：第一・第五節）。これはすなわち、「各州縣にあつては、初級師範学堂がまだ齊設に至らぬときは、よろしく速成簡便の師範伝習所を急設し、省城の初級師範学堂の簡易科学生の中の優秀な者を選んで教えさせる」というのが章程の趣旨である。しかもその上、その講舎などについても、「其講舎可借旧有書院、公所、或寺院等類」と記される。応急の伝習所の設立は、既設の師範学堂の中にとは限らず、書院、公所、寺院等の利用が指示されてもいるわけである。

師範学堂の設立後に、その機構の中とか、その機構のうえにさらに加えてという累加的な意味合いよりも、正規の州・県師範学堂設立までの便宜的応急的な方法として、州・県が州・県の地域内に設立するのが師範伝習所設立の姿であった。もともと「初級師範学堂尚未齊設立之時」、すなわち州・県師範学堂がいまだに設立されていない状況にある時が、伝習所を設置すべき時だったのである。

伝習所の教員の学歴について、前述の余書麟の『中国教育史』は「専ら私塾の生童を募集して教えるが、それには省城の初級師範簡易科の優秀な卒業生を選んで教えさせる。そして卒業後小学教員に充つべし」（「招収専教私塾生童、以省城之初級師範簡易科卒業生成績較優者為教員、分往教習。卒業後可充小学教員」）と記し（注28）、陳青之の『中国教育史』は「この伝習所は専ら私塾の生童を募集する。省城の初級師範学堂及び簡易科卒業生のなかで成績優秀な者を教員にして教えさせる。卒業後小学校副教員に充つべし」（「此項伝習所、招収専教私塾生童、以省城之初級師範学堂及簡易科卒業生成績較優者為教員、分往伝習。卒業後可充小学校副教員」）（注29）と記している。

ここに学ぶ伝習所学生については、ひとしく私塾の生童を招収専教すると記し、修学の上の卒業者については、余書麟はただ小学教員に充つべしといい、陳青之は小学校副教員に充つべしという。しかし、立学総義第一・第五節には、師範伝習所の修学者とその教育について、次のように記している。

「其学生、凡向在鄉村市鎮、以教授蒙館為生業、而品行端謹、文理平通、年在三十以上五十以下者、無論生童、均可招收入学伝習、限十個月為期」

すなわち、鄉村市鎮にあって、蒙館の児童を教えている教師たちのうち、品行端謹、文理平通者であって、しかも年齢が30歳以上50歳以下を基準として、その中から適格者を選んで伝習所に招集し、10カ月間の教育を施したうえで新制の小学堂教師に仕立てようとするものであった。決して私塾の幼童をそのまま招集し、短期間の教育を施して小学堂教員にすることではなかったのである。

次に、奏定任用教員章程における、師範伝習所修学者に関する資格関係の条文を掲げよう。

「初等小学堂正教員、以曾入初級師範考列中等、及得有卒業文憑者充選。暫時以師範伝習生充選。副教員、以曾入初級師範、得有修行文憑者充選。暫時以師範伝習生充選」

すなわち、初等小学堂の正教員は、初級師範学堂の出身者、しかも卒業した者から選び、

暫定的に師範伝習生を採用する。副教員は、初級師範に入った修行資格を持っている者から選び、暫定的に師範伝習生を採用することが規定された。伝習所出身者を教員として採用する道は、暫定的なものであることが任用教員章程のうえからも明示されていたのである。

また、初級師範学堂章程にあっても、その暫定的措置であることの内容は、さらに次のように説明されている。

「各省学務処、宜督飾地方官、實力举行。俟各省省城及各州縣初級師範学堂卒業有人、  
伝習所可漸次裁撤」

省城及び州・県の初級師範学堂卒業者の充足をまって、漸次廃止されていくのが初めから予定されたこの機関の在り方であった。

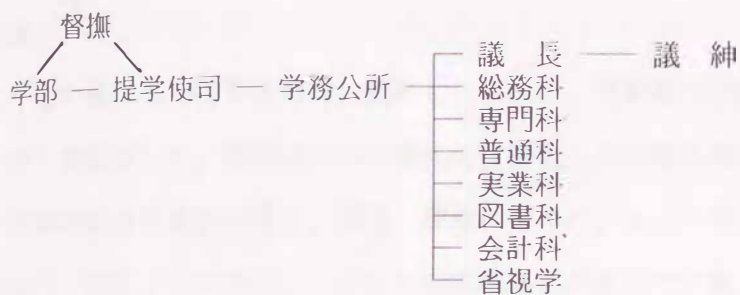
ここで、この「各省学務処」というのは、当時の地方（省）の教育行政機関である。この学務処を説明するため、当時の中央から地方までの行政制度について簡単に説明したい。

古くより、清朝の教育行政制度としては、中央に礼部があり、その下に全国の学校を総管する国子監が所属していた。礼部は科挙の実施に当たっていた関係上、提督学政を地方へ派遣したが、この学政が地方の教育について報告進言していた。そのうち、近代学校ともいべき学堂の設置がみられるようになると、管学大臣が設けられ、京師大学堂を統轄するようになった。そこで旧教育体制を統制管理する礼部系統の機関と、新教育体制を統制管理する管学大臣系統の機関と併存するようになったのである。管学大臣は、光緒29年に学務大臣と改められた。しかし、光緒31年7月に、科挙制度が廃止されると、旧教育体制は崩壊せざるを得なくなる。そこで政府は“学部”を置いたが、それは六部とならび、各部と同じ組織であり、長官を尚書、副長官を侍郎といった。その結果、学務大臣は当然のことながら廃されたわけである。こうして教育体制を一本化して統制管理する中央機関ができたが、地方の教育行政機関としても直隸総督・袁世凱や雲南学臣（省教育事務官）・吳魯らの建務によって、各省の提督学政を一斉に撤廃、別に提学使司を設け、専ら全省の教育事務を管理させることになった。ここに初めて、全省を統轄する教育行政機関が生まれたのである。

以下の「学務公所組織■」のように、提学使司は学部に属し、全省の学務をするもので、その下には学務公所がある。そこには議長1人、議紳4人を置き、提学使を輔佐し、学務に参画させるとともに、総督や巡撫の諮詢に備えた。学務公所は、総務科・専門科・普通

科・実業科・図書科・会計科の6科に分かれて事務を分掌した。また、省に省視学6人がいて各府庁州県の学務を巡視し、さらに、各府州県に県視学1人が常駐し、学務の弁理と郷村市鎮学堂の巡察指導にあたった。この学務公所は、中国の地方（省）において初めての正式な教育行政機関である（注30）。その成立の経緯を考察すると、実はその前の1902年8月、直隸総督に就任した袁世凱が、保定に省教育行政を統轄する機関として「学校

学務公所組織図



司」を設けていた。1904年、張之洞らが奏定した「学務綱要」の規定に基づき、学校司は学務処に改組された。「学務綱要」によれば、学務処は「督撫が教育に通曉した員を選び派し、並びに教員を講求する正紳を派し学務に参議する」必要があるとしている（注31）。これは、省教育行政の管理運営のために、地域権力の所在であった郷紳の参加を最初に制度的に認めたものであった。しかし、この省教育行政を監督する機関としての学務処は、北京、直隸、湖北などの一部地域に限られたものであった。提督学政が廃止された後、中央政府は省レベルの教育行政を統轄するため、学務処に類した機関を全国一律に設置する必要性を認識するに至った。

この件に関して、袁世凱と雲南学臣・吳魯は、それぞれ次のような上奏文を提出した。袁世凱は、提督学政が廃止された後は、明代の提学道を復活させるよう建議し、その管理系統について詳細に述べた。一方、吳魯は、提督学政廃止後は提学使を新たに設けるよう具申し、経費の捻出方法を中心に述べた（注32）。いずれも、省教育行政を集権化させようとする目的は共通していたが、設置の動機については大きな見解の相違があった。

袁世凱は「藩臬兩司が全省を統轄しており、道員の範圍はすでに隘く、その権限はいよいよなくなっている」といった現状を察し、提学道の設置は藩司、臬司の権限を掣肘することになるとして、これまで提督学政が司っていた権限を督撫から地方官までが分権的に管理すべきであると述べている。実際にはこれは、教育行政に関しても督撫に権力を収斂化させようとする意図があったことは否めない。一方、吳魯は、督撫の権限が吏事、兵事、財政などを掌握しており、「当然兼職しがたく、結果として教育に専心するのは難しい」

と述べ、むしろ督撫権力の強化を牽制するために提学使司の設置を求めたのである（注33）。

1906年4月、学務と政務処との協議の結果、提督学政を廃止、代わって提学使司の新設が決定され、「全省の学務は督撫が取り締まることとする」とされた（注34）。すなわち中央政府は袁世凱の動機に沿って督撫の権限強化の方向を容認したわけであるが、結果的には中央政府自らが督撫権力の強化による分省化傾向を促す措置を講じることになったと言える。

こうして成立した提学使司は、前述したように、学務処（1904年成立）を改組して「学務公所」を設置した。学務公所は、漢代の「辟召」の制度に倣って、推挙された官紳の中から学識経験者を各課の課長、副長、課員に選んだ。さらに学堂を管理する郷紳から学務議紳4人、議長1人を選出し、これに省視学数名を加えて学務公所の構成員とした（注35）。前述した「各省学務処」は1904年に成立した省の教育行政機関である。

これまで中央から省までの教育行政機関を説明してきたが、しかし各府州県においてどんな教育行政機関が設置されたか、次に簡単に述べたい。

光緒32年4月20日（1906. 5. 13）、学部の地方教育行政に関する官制としては、すでに各省学務詳細官制辦事権限と勸学所章程が公布されていた。

この章程によれば、各府州県に勸学所を設置すると規定された。それは、就学の督促、学堂の普及、教育の研究、社会の教化などを目的とするもので、地方官の監督下において、総董を長とし、各学区選出の勸學員によって構成されていた。総董は、30歳以上の郷紳で、外遊・留学、あるいは師範に学んだことのある者で、品行端方の人を、提学使が任命することとした。学区は、各州県内に2,000～4,000家以上を一区として数10設け、治城を中心に、中・東・西・南・北の順にしたがい、中一区・中二区と番号をつけた。この学区には総董の任命する勸學員1名がいて、学区内の学務を弁理した。勸学所には、宣講という重要な任務があったので、郷村には宣講所を設けることとした（注36）。

当時、最も注目されたのは、直隸省の勸学所である。これについて『東方雑誌』光緒31年11月（第2巻第10期）の「各省教育彙誌」は次のように記している。

「直隸総督袁世凱は、同省が学堂を開設してから既に数年を経過しているのに、天津県だけがやや学堂教育が盛んな外、他の州県では大半が規制不完全なため、特に学務処に命じて各府・直隸に勸学所を設立させ、所轄の城坊村鎮に対し学堂を設立し、また学務経費の籌出、学齡児童の就学を奨励するよう督励した....」（注37）



「直隸学務処各属勸学所章程」によれば、勸学所はそれぞれの地方官をもって監督とし、総董1人を置いて各州県の学務を統括させ、総董の下には勸學員若干名を置き、巡警制度に準じてその地方をいくつかの学区に分けそれぞれに勸學員を派遣、彼らに学堂の設立・運営・経費の捻出・学齡児童に対する就学勸奨・民衆に対する啓蒙活動など、区内の学務に関する一切の責任を負わせようとするものである（注38）。事実、次の表にある通り、勸学所は光緒31（1905）年から設立され始め、32年を中心に各地で急速に普及が進み、光緒34年までに直隸省全体で129カ所設立されるに至っている。

(2-表1) 直隸省における勸学所の設立状況

| 年次           | 設立数 |
|--------------|-----|
| 光緒31年 (1905) | 14  |
| 光緒32年 (1906) | 87  |
| 光緒33年 (1907) | 13  |
| 光緒34年 (1908) | 10  |
| 年次不明         | 5   |
| 合計           | 129 |

(資料出所) 「直隸省教育統計表圖」光緒34年版 11～32ページより作成

『東方雜誌』光緒31年11月の「各省教育彙誌」により、当時における2～3の勸学所の活動ぶりを見てみると、

「吳橋県の知県陳慶彬は、総督の勸学所設立命令を受けて後、管内を9区に分画し、総董と会合して、勸學員を各地に派遣して学堂を設立するよう督励した。その結果半年後には各区で陸続として学堂が見られるようになり、現在初等小学堂の設立は既に68校、学生873人である....」(注39)

「深州知県吳賓周は、前任者の設立した学堂が有名無実であるため、紳董と籌商して勸学所を設立し、人を四郷に分派して勸導に努め、既設の学堂は改良させ、未設の地区には所要経費を籌出、学堂を一律に設立させた。....その結果、中区は学堂20ヶ所、学生690人....新設の学堂合計105ヶ所、学生数3,160人....」(注40)

などあり、勸学所が学堂の設立やその管理運営の改善などに努めたことがわかる。

しかし、当時の勸学所が設立した学堂は大半が公立初等小学であった(注41)。師範教育学堂の運営は当時の各省の「学務処」、つまり直接的に省教育行政機関に属している。例えば、「直隸省学校司試弁章程」によれば、学校司(学務処)には督弁の下に参議・顧問官および専門教育処・普通教育処・編訳処を置き、専門教育処には大学堂および各種専門学堂の関係事務を、普通教育処には小学堂、中学堂および師範学堂の学務を、編訳処には教科書・参考図書などの翻訳刊行に関する業務一切を担当させるとある(注42)。つま

り、師範学堂の業務は普通教育処が担当するわけである。

叙上のように、初級師範学堂とは別個に、暫定的な州・県の教員養成機関として師範伝習所が設定されることになっていた。しかし、それとはまた別に、小学師範講習所、あるいは小学師範講習科と呼ぶ教育機関の設定も、初級師範学堂章程の中に規定されていた。これは初級師範学堂の中に添設の機関として設定されることを原則とするところに、その特色があった。これらは、師範伝習所出身の教員がさらなる学力の補足を求める再教育の場であった。更に、普通学科の未熟な蒙館塾師の入学を許し、また伝習所において教授学をも学習しない者たちを集めて学習させたが、彼らは任用教員章程の正式の条項には該当しないが、ともあれ新制の小学堂の教員として間に合わせるための、一層便宜的な便法のための場でもあった。

初級師範学堂章程のうち、この機関に関する条項については次の通り記されている。

「完全科及び簡易科のほかに、さらに預備科及び小学堂師範講習所を添設しなければならない」（「除完全科及簡易科外、并應添設預備科及小学師範講習所。」）

また、伝習所・講習所のほかに、教員充足のためのもう一つの手段が更に準備されていた。旁聴生、すなわち現行の聴講生の制度にも似た制度がそれである。この旁聴生の制度について、初級師範学堂章程第一章第七節は次のように記している。

「初級師範学堂では、旁聴生制度を設置しなければならない。郷間の年老いたり、何度も科挙に落ちた人士、貧しい儒生で、教育に従事したいと思う者のためである。即ち、小学を多く開けば貧しい人士も学堂で教えることができる。」（「初級師範学堂、應設置旁聴生、以便郷間老生寒儒、有欲従事教育者来学堂觀聴。即可便宜多開小学、至寒士亦可借資館地。」）

すなわち、旁聴生は、現在蒙館私塾に在職していない郷間の老生寒儒で、新制の小学堂教育に教師として就職を望む者に対し、そのための教育の機会を与えようとする制度であった。そのことは、新しい制度下における多くの小学堂の開設にも役立ち、老生寒儒にもまた生活の道を与えようとするものであった。しかしながらこの旁聴生制度は、学生にとっては極めて自在な制度であり、初級師範学堂章程には「人数に限りはなく、授業は不定で、特典もない」（注43）と規定されている。

前述したように、省城の師範学堂には、完全科と簡易科とが設置されることになっていた。完全科は5カ年、簡易科は1カ年と、それぞれその修学年限が異なっている。

簡易科は、師範伝習所と同じように、省城師範学堂完全科卒業者の輩出を待って「酌量

裁撤」される臨時的教員養成機関となっていた。師範伝習所の卒業生は初等小学堂の教員には任用され得ても、高等小学堂の教員には任用することができないことを原則としていた。このように、伝習所と簡易科との間には相当の差別が存在しており、省城師範学堂の簡易科卒業生は完全科の卒業生とまったく同等の任用資格を有しているところにも特色があった。

入学資格は完全科・簡易科ともに「本省各州県の貢生・廩膳生・増広生・附生ならびに監生の中から選」び、完全科学生が年齢18歳以上25歳以下に限られたのに対し、簡易科学生は25歳以上30歳以下というやや年長の者たちに限定されている点に特色があった（注44）。

省城初級師範学堂の定員は、「初級師範学堂章程」に300人と規定された。また、州県初級師範学堂の定員は150人とし、将来拡充を期していると述べていたが、はたして光緒32年3月（1906年4月）、学部は將軍・総督・巡撫に対し、各省立師範学堂の学生定員増加を電報で通達した。これは、学堂が急速に増えた結果、教員の養成が急務になったからである。通達では簡易科（1年卒業後小学教習）500人、優級選科（2年卒業後府立師範・中学教習）200人、体操専修科（5ヵ月卒業後小学体操教習）100人を増員させることと規定された（注45）。

初級師範学堂の学科目及び毎週時刻表は2表2①②の通りである。

ここに載っているのは、完全科の5カ年で学習する各年次の科目である。完全科の学科は全部で12科目、修身・読経講経・中国文学・教育学・歴史・地理・算学・博物・物理及び化学・習字・体操などである。それに、地方の状況に応じて、外国語・農業・商業・手工のうち1科目、あるいは数科目を加えられることになっている。初級師範と中学堂は、入学する学生の学力は同等であるから、その学科程度も大体同じであるが、初級師範学堂では教育学を重視しするがために時間数を多くとり、また習字を必修としている点など、師範教育としての正確を明確にしている。

また注目すべき点は、初級師範学堂では毎週36時間のうち読経講読は9時間で、全課程の4分の1を占めていることである。これは清末の教育（師範教育だけでなく、中・小学堂の教育も同様であった）における一つの特徴である。つまり、教育内容には儒教的色彩が強く、「忠孝」「尊孔」を中心とした伝統的な中華思想を温存しながらも、近代的な国防教育を施そうとすることである。この、伝統的な中華思想を温存しようとする教育方針

2-表2① 初級師範學堂の学科目及び毎週時刻表

(多賀秋五郎「近代中國教育史資料・清末編」P. 332  
 ~ 334 「初級師範學堂章程」による)

| 第六節 各科目程度及毎星期時刻表 如左 |  |       |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
|---------------------|--|-------|----|-------|----|----------------|---|----|------|---|------|------------|---|------|-----------|---|----|--------------|---|----|----------------|---|----|----------|---|----|-------|---|----|-------|---|----|----|---|----|---------|---|----|-----------|---|----|--|-----|
| 第一年                 | <table border="1"> <tr> <td>學科</td> <td>程度</td> <td>每星期鐘點</td> </tr> <tr> <td>修身</td> <td>摘講陳宏謀五種遺規 讀古詩歌</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>教育</td> <td>教育史</td> <td>四</td> </tr> <tr> <td>讀經講經</td> <td>春秋左傳每日約二百字</td> <td>九</td> </tr> <tr> <td>中國文學</td> <td>讀文 作文 習官話</td> <td>三</td> </tr> <tr> <td>歷史</td> <td>中國史</td> <td>三</td> </tr> <tr> <td>地理</td> <td>地理總論 亞洲總論 中國地理</td> <td>三</td> </tr> <tr> <td>算學</td> <td>算術</td> <td>三</td> </tr> <tr> <td>理化</td> <td>物理</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>博物</td> <td>植物 動物</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>習字</td> <td>楷書</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>圖畫</td> <td>自在畫 用器畫</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>體操</td> <td>普通體操 兵式體操</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>三十六</td> </tr> </table> <p>以上各科目外的量地方情形尙可授外國語農業商業手工之一二科目</p> | 學科    | 程度 | 每星期鐘點 | 修身 | 摘講陳宏謀五種遺規 讀古詩歌 | 一 | 教育 | 教育史  | 四 | 讀經講經 | 春秋左傳每日約二百字 | 九 | 中國文學 | 讀文 作文 習官話 | 三 | 歷史 | 中國史          | 三 | 地理 | 地理總論 亞洲總論 中國地理 | 三 | 算學 | 算術       | 三 | 理化 | 物理    | 二 | 博物 | 植物 動物 | 二 | 習字 | 楷書 | 二 | 圖畫 | 自在畫 用器畫 | 二 | 體操 | 普通體操 兵式體操 | 二 | 合計 |  | 三十六 |
| 學科                  | 程度   | 每星期鐘點 |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 修身                  | 摘講陳宏謀五種遺規 讀古詩歌   | 一     |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 教育                  | 教育史  | 四     |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 讀經講經                | 春秋左傳每日約二百字   | 九     |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 中國文學                | 讀文 作文 習官話  | 三     |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 歷史                  | 中國史  | 三     |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 地理                  | 地理總論 亞洲總論 中國地理   | 三     |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 算學                  | 算術   | 三     |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 理化                  | 物理   | 二     |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 博物                  | 植物 動物  | 二     |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 習字                  | 楷書   | 二     |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 圖畫                  | 自在畫 用器畫  | 二     |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 體操                  | 普通體操 兵式體操  | 二     |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 合計                  |  | 三十六   |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 第二年                 | <table border="1"> <tr> <td>學科</td> <td>程度</td> <td>每星期鐘點</td> </tr> <tr> <td>修身</td> <td>教育原理</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>教育</td> <td>同前學年</td> <td>六</td> </tr> <tr> <td>讀經講經</td> <td>同前學年</td> <td>九</td> </tr> <tr> <td>中國文學</td> <td>同前學年</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>歷史</td> <td>中國史 亞洲各國史</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>地理</td> <td>中國地理</td> <td>三</td> </tr> <tr> <td>算學</td> <td>算術 幾何 簿記</td> <td>三</td> </tr> <tr> <td>理化</td> <td>物理 化學</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>博物</td> <td>同前學年</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>習字</td> <td>行書</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>圖畫</td> <td>同前學年</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>體操</td> <td>同前學年</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>三十六</td> </tr> </table>  | 學科    | 程度 | 每星期鐘點 | 修身 | 教育原理           | 一 | 教育 | 同前學年 | 六 | 讀經講經 | 同前學年       | 九 | 中國文學 | 同前學年      | 二 | 歷史 | 中國史 亞洲各國史    | 二 | 地理 | 中國地理           | 三 | 算學 | 算術 幾何 簿記 | 三 | 理化 | 物理 化學 | 二 | 博物 | 同前學年  | 二 | 習字 | 行書 | 二 | 圖畫 | 同前學年    | 二 | 體操 | 同前學年      | 二 | 合計 |  | 三十六 |
| 學科                  | 程度   | 每星期鐘點 |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 修身                  | 教育原理   | 一     |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 教育                  | 同前學年   | 六     |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 讀經講經                | 同前學年   | 九     |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 中國文學                | 同前學年   | 二     |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 歷史                  | 中國史 亞洲各國史  | 二     |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 地理                  | 中國地理   | 三     |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 算學                  | 算術 幾何 簿記   | 三     |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 理化                  | 物理 化學  | 二     |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 博物                  | 同前學年   | 二     |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 習字                  | 行書   | 二     |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 圖畫                  | 同前學年   | 二     |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 體操                  | 同前學年   | 二     |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 合計                  |  | 三十六   |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 第三年                 | <table border="1"> <tr> <td>學科</td> <td>程度</td> <td>每星期鐘點</td> </tr> <tr> <td>修身</td> <td>同前學年</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>教育</td> <td>教授法年</td> <td>八</td> </tr> <tr> <td>讀經講經</td> <td>同前學年</td> <td>九</td> </tr> <tr> <td>中國文學</td> <td>同前學年</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>歷史</td> <td>中國 本朝史 亞洲各國史</td> <td>三</td> </tr> </table>  | 學科    | 程度 | 每星期鐘點 | 修身 | 同前學年           | 一 | 教育 | 教授法年 | 八 | 讀經講經 | 同前學年       | 九 | 中國文學 | 同前學年      | 二 | 歷史 | 中國 本朝史 亞洲各國史 | 三 |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 學科                  | 程度   | 每星期鐘點 |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 修身                  | 同前學年   | 一     |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 教育                  | 教授法年   | 八     |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 讀經講經                | 同前學年   | 九     |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 中國文學                | 同前學年   | 二     |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |
| 歷史                  | 中國 本朝史 亞洲各國史   | 三     |    |       |    |                |   |    |      |   |      |            |   |      |           |   |    |              |   |    |                |   |    |          |   |    |       |   |    |       |   |    |    |   |    |         |   |    |           |   |    |  |     |

2-表2② 初級師範學堂の学科目及び毎週時刻表

| 初級師範學堂 |                              |
|--------|------------------------------|
| 地理     | 外國地理<br>幾何、代數<br>二           |
| 算學     | 二                            |
| 理化     | 續前學年、兼講教授理化之次序<br>法則<br>二    |
| 博物     | 人身生理、植物、兼講教授博物<br>之次序法則<br>二 |
| 習字     | 行書及小篆<br>一                   |
| 圖畫     | 自在畫、兼講教授圖畫之次序法<br>則<br>一     |
| 體操     | 同前學年<br>一                    |
| 合計     | 三十六                          |
| 學科     | 程度<br>每星期<br>鐘點              |
| 修身     | 同前學年<br>一                    |
| 教育     | 教育法令、學校管理法、實事授<br>業<br>十四    |
| 讀經講經   | 同前學年<br>九                    |
| 中國文學   | 同前學年<br>一                    |
| 歷史     | 東西洋各國史、兼講教授歷史之<br>次序法則<br>一  |
| 地理     | 同前學年<br>二                    |
| 算學     | 同前學年<br>三                    |
| 理化     | 化學、兼講教授理化之次序法則<br>同前學年<br>一  |
| 習字     | 同前學年<br>一                    |
| 圖畫     | 同前學年<br>一                    |

| 初級師範學堂 |   |
|--------|---|
| 體操     | 同前學年<br>二                                     |
| 合計     | 三十六   |
| 學科     | 程度<br>每星期<br>鐘點                               |
| 修身     | 同前學年、兼講教授修身之次序<br>法則<br>一                     |
| 教育     | 同前學年<br>一                                     |
| 讀經講經   | 周禮節訓、每日約二百字<br>九                              |
| 中國文學   | 中國歷代文章名家大略、兼講教<br>授作文讀書之次序法則、習官話<br>同前學年<br>二 |
| 歷史     | 地理學、兼講教授地理之次序法<br>則<br>一                      |
| 地理     | 代數、兼講教授算學之次序法則<br>同前學年、兼講教授習字之次序<br>法則<br>三   |
| 算學     | 同前學年<br>一                                     |
| 習字     | 同前學年<br>一                                     |
| 圖畫     | 同前學年<br>一                                     |
| 體操     | 同前學年、兼講教授體操之次序<br>法則<br>二                     |
| 合計     | 三十六   |

は、既に「学務綱要」の中ではっきり規定されていた。それは「各学堂は学生の品行を審査することを最も重んじ」「中小学堂は読経を重視し、それをもって聖教を守らねばならない」「学堂では中国の文辞を廃してはならない。それは古来の教典を読めるようにするためである」（「各学堂、尤重在考核学生品行」「中小学堂、宜注重読経、以存聖教」「学堂、不得廃棄中国文辞、以便読古来経籍」）などの項に示されている。

ここから見れば、当時の師範教育課程は「中学為体、西学為用」の考えから、「忠君」「尊孔」の儒教主義モラル注入のための教科に、国家強盛に役立つと見られる近代的諸教科を付け加えることによって構成されていた。

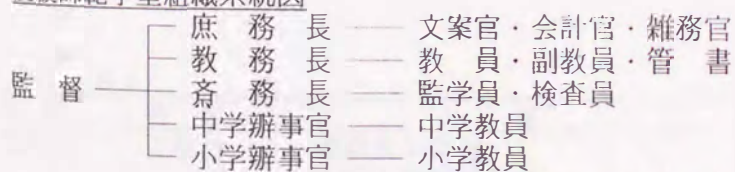
## 二、優級師範学堂

優級師範学堂は、師範学堂および中学堂の教員や学校長を養成するための学校であり、当時の日本の高等師範学校に相当するものであった。師範教育の中では高等師範学堂に次ぎ、入学資格は次の2種に分かれる。

- (1) 原則として初級師範学堂及び普通中学堂の卒業生。
- (2) 創設当初は例外として、暫時同省の科挙合格者のうち、学識十分の者で、年齢25歳以下の者。

学科は公共科（1年卒業）、分類科（3年卒業）、加習科（1年卒業、但し5種以上を履修する義務がある）の3種に分けられている（注46）。優級師範学堂の組織系統図は、次の通りである。

### 優級師範学堂組織系統図



注：陳啓天「近代中国教育史」167ページより

この種の学堂は、北京および各省城に1校は設けなければならないとした。しかし当初は、省城の優級師範学堂は、初級師範学堂とならび、1処設け、初級師範学堂が次第に州県に設置されるのをまち、省城の初級師範学堂は優級師範学堂に合併することとしている（注47）。というのは、当時においては各省城に1箇所ずつ優級師範学堂を設置できる可

能性は少なく、無理であった。そのため、州・県の初級師範学堂設立の場合にも似た猶予事項が、ここでもまた準備されていたわけである。その第一は、省城の初級師範学堂と同一個所に併置し、後に省城師範学堂の程度を高め、それを優級師範学堂に組み換えていく方法であった。そのためには、首県および州県が、ほぼ州・県立の初級師範学堂を全設しうるに至った時点をもつとするわけであった。その点に関して、奏定優級師範学堂章程の第一章第三節は次のように述べている。

「省城の優級師範学堂は、設立する最初の際に、省城の初級師範学堂と同一個所に併置することができる。後に首県及び州・県が全て初級師範学堂を設けることを待つ。すなわち、省城初級師範学堂の程度を増高させ、それを優級師範学堂に組みかえていく」(注48)

初級師範学堂正副各教員の養成は、原則としては優級師範学堂が担当することが奏定任用教員章程の提示するところであって、それは次のように記されている。

「初級師範学堂の正教員は、将来の優級師範の最優等、優等の卒業者及び外国尋常師範の優等卒業者、しかも卒業証書所有者の中から選ぶ。暫く留学した帰国者で、かつて教育理法を研究した者から選ぶ。……

副教員は、将来の優級師範中等レベルの卒業者及び外国高等師範卒業者の中から選ぶ。暫く外国留学した帰国者で、かつて教育理法を研究した者から選ぶ。……」(注49)

各レベルの学堂の教員採用について、光緒29年11月(1904年1月)、学部は任用教員章程を奏定した。この章程は教員任用の際の資格を示すもので、将来学堂が整備され、正規の教員供給が可能になった場合と、それまでの暫定的な期間とに分けている。これを表示すると次のようになる。

(2-表3)

| 学 堂          | 教 員 | 正 規   | 暫 定                              |
|--------------|-----|---|----------------------------------|
| 学 堂<br>大学堂   | 正教員 | 通儒員卒業者・<br>外国大学院卒業者                             | 各科学力相当の華員<br>外国人教師               |
|              | 副教員 | 大学堂(考列優等)卒業者<br>外国大学(優等・中等)卒業者                  | 各科学力相当の華員<br>外国人教師               |
| 高 等<br>学 堂   | 正教員 | 大学堂(優等・中等)卒業者<br>外国大学卒業者                        | 各科学力相当の華員                        |
|              | 副教員 | 大学堂選科(優等)卒業者<br>大学堂選科(優等・中等)卒業者<br>外国大学選科卒業者    | 外国人教師<br>各科学力相当の華員               |
| 普 通<br>中 学 堂 | 正教員 | 優級師範(最優等・優等)卒業者<br>外国高等師範(優等・中等)<br>卒業者・卒業証書所有者 | 外国学校卒業者<br>(但教育理法考究者)<br>学力相当の華員 |

|              |     |   |                                    |
|--------------|-----|---|------------------------------------|
|              | 副教員 | 優級師範（優等・中等）卒業者<br>外国高等師範卒業者                           | 同上                                 |
| 高等<br>小学堂    | 正教員 | 初級師範（最優等・優等）卒業者<br>外国尋常師範（優等・中等）<br>卒業者               | 簡易師範生                              |
|              | 副教員 | 初級師範（中等）卒業者<br>外国尋常師範卒業者                              | 同上                                 |
| 初等<br>小学堂    | 正教員 | 初級師範（中等）<br>卒業者・卒業証書所有者                               | 師範伝習生                              |
|              | 副教員 | 初級師範卒業者   | 同上                                 |
| *優級師範<br>学 堂 | 正教員 | 大学堂（優等・中等）卒業者<br>外国高等師範（優等・中等）<br>外国大学卒業者             | 各科学力相当の華員<br>外国人教師                 |
|              | 副教員 | 大学堂選科（優等）卒業者<br>大学堂選科（中等）卒業者<br>外国大学選科卒業者             | 各科学力相当の華員                          |
| *初級師範<br>学 堂 | 正教員 | 優級師範（最優等・優等）卒業者<br>外国尋常師範（優等）<br>卒業者・卒業証書所有者          | 外国学校卒業者<br>（但教育理法考究者）<br>各科学力相当の華員 |
|              | 副教員 | 優級師範（中等）卒業者<br>外国高等師範卒業者                              | 同上                                 |
| 高等実<br>業学堂   | 正教員 | 大学堂（優等・中等）卒業者<br>外国大学卒業者                              | 各科学力相当の華員<br>外国人教師                 |
|              | 副教員 | 大学堂選科（優等）卒業者<br>大学堂選科（優等・中等）卒業者<br>外国大学選科卒業者          | 各科学力相当の華員                          |
| 中等実<br>業学堂   | 正教員 | 大学堂実科卒業者<br>高等実業学堂（優等）卒業者<br>外国高等実業学堂卒業者              | 実業伝習所（優位）<br>卒業者                   |
|              | 副教員 | 高等実業学堂（中等）卒業者<br>外国高等実業学堂卒業者                          | 実業伝習所（次位）<br>卒業者                   |
| 初等実<br>業学堂   | 正教員 | 実業教育講習所卒業者<br>中等実業学堂卒業者                               |                                    |
|              | 副教員 | 実業教員講習所修了者<br>中等実業学堂修了者<br>註：正教員は畢業文憑、副教員<br>は修業文憑ある者 |                                    |

注：多賀秋五郎「近代中国教育史資料・清末篇」P.57より

この表から見れば、正・副教員の被任命者はいずれも本国の卒業者と外国学校の卒業者になっている。当時、教員不足で留学帰国者に大きな期待が寄せられていたことが十分に察知できる。しかし、将来に期するところは、やはり自国内の学堂の卒業者であった。とくに、中・小学堂および初級師範学堂の教員の来源は、優級と初級師範学堂の卒業者に絶大な期待を寄せていたことが分かる。

優級師範学堂の学科表を分類すると下表のようになる。

下表のように、優級師範学堂の学科課程は3段階に分かれている。その一は公共科で、入学第1年に学習する課程である。その二は分類科で、入学第2年以後に学習する課程、その三は加習科で、分類科の課程修了後に加えて学習する課程である。学生は必ず前2段階を学習しなければならない。公共科と分類科の学生の学費はいずれも官費で支給された。



(2-表4) 優級師範学科表

| 公共科                               | 分 類   |  |  |   | 加 習 科   |
|-----------------------------------|---|--|--|---|---|
|                                   | 第 一 類   | 第 二 類  | 第 三 類  | 第 四 類   |   |
| 人倫道德<br>群經源流<br>中国文学<br>東英辨算<br>体 | 同 左<br>経学大意<br>▲同 左<br>教育学<br>心理学<br>周秦諸子<br>歴史<br>*法制<br>*理財<br>▲英語<br>生物学<br>体操<br>▲ドイツ語<br>生理学<br>辨学 | 同 左<br>同 左<br>同 左<br>同 左<br>▲地理<br>▲同左<br>同 左<br>同 左<br>同 左<br>同 左<br>同 左<br>*ドイツ語 | 同 左<br>同 左<br>同 左<br>同 左<br>▲算学<br>▲物理学<br>▲化学<br>図画<br>同 左<br>*同左<br>同 左<br>*同 左<br>手 工 | 同 左<br>同 左<br>同 左<br>同 左<br>▲植物学<br>▲動物学<br>▲生理学<br>▲鉱物学<br>同 左<br>同 農学<br>同 農学<br>農地<br>図画<br>*化学<br>*ドイツ語 | 同 左<br>教育制度<br>教育政令機関<br>同 左<br>実験心理学<br>美学<br>学校衛生<br>選科教育<br>自動研究<br>教育演習 |
| 1年卒業                              | 3年卒業  | 同 左  | 同 左  | 同 左   | 1年卒業  |

注：1. 上記表中、▲印は必修科目、\*印は選択科目。  
2. 資料は陳啓天「近代中国教育史」P. 169より

「優級師範学堂章程」の第四節～第六節によれば、第1年次の教養共通課程ともいふべき公共科では、人倫道德・羣經源流・中国文学・日本語・英語・弁学（論理学）・算学・体操の8件で設置することになっている。

第2年次～第4年次にわたるといふべき分類科は、専攻により4類に分かれる。

第一類は中国文学と外国語に重きを置き、第二類は地理・歴史を主としている。第三類は植物・動物・鉱物・生物学を主として、生徒の自主選択に任せている（注50）。

第一類の学科は全部で13科目、人倫道德・経学大意・中国文学・歴史・教育学・心理学・周秦諸学・英語・ドイツ語・弁学（論理学）・生物学・生理学・体操、この他に2種の随意科、法制と理財がある。

第二類の学科は全部で12科目、人倫道德・経学大意・中国文学・教育学・心理学・地理・歴史・法制・理財・英語・生物学・体操、この他にドイツ語の随意科がある。

第三類の学科も全部で12科目、人倫道德・経学大意・中国文学・教育学・心理学・算学・物理学・化学・英語・図画・手工・体操、この他に2種の随意科、ドイツ語・生物学がある。

第四類の学科は全部で14科目、人倫道德・経学大意・中国文学・教育学・心理学・植物学・動物学・生理学・鉱物学・地質学・農学・英語・図画・体操、この他に2種の随意科目である化学とドイツ語がある。

以上の各類の課程はいずれも3年間で卒業する。

加習科の学科は全部で10科目、人倫道德、教育学・教育制度・教育機関・美学・実験心理学・学校衛生・選科教育・児童研究・教育演習などである。以上の各科目は一年間で卒業する。

以上の3段階の外には、専科あるいは選科等の名目があるが、その課程は当時まだ規定されていなかった。また、どの優級師範学にも必ず附属学堂が2種（附属中学と附属小学）があったが、これは優級生の実地練習に資するためである。優級師範学堂分類科卒業生には、大学堂へ進学する者以外、6年間教職に就く義務があり、そのうち2年間は、どこに赴任を命じられても拒否することはできないと規定されている（注51）。

この優級師範学堂章程は、明治33年1月、文部省令で改訂された日本の高等師範学校の影響を強く受けている。次の節で考察したい。

### 三、実業教員講習所

叙上のように、清政府は初級・優級の各師範学堂のほかにも実業教員講習所も設けた。この教員講習所は、各級の実業学堂・実業補習学堂・芸徒学堂等の教員を養成することを目的とした学校であった。実業補習学堂とは、3年間修学の中学堂程度の学校であって、必ずしも独立の学校としては設立されず、中学堂や小学堂、あるいは各種の実業学堂の中に付設される場合が多かった。芸徒学堂は学校の程度としては高等小学堂程度。応用の知識・技能の修得を目的として、夜間や休日、あるいはまた農業の間暇の時期に登校し、半年以上4年間以下を限度として修学する定時制の学校であった。高等小学堂程度とはいつでも、初等小学堂を卒業していなければならないという必要もなく、ただ12歳以上で、書算にほぼ通じているという程度のことが必要資格とされていた（注52）。

この教員講習所には農業教員講習所・商業教員講習所・工業教員講習所の3種がある。これら講習所は農工商科大学、あるいは農工商業学堂内に付設することとしているが、これらの学堂ができるまで各省に一処特設して実業教員を養成、実業学堂拡張の基礎を確立すべきであるとしている。つまり、農・工・商の各高等学堂が設立されない場合、あるいはその設立の時点までに暫定的に実業教員講習所を各省に設け、実業関係各種学堂の基礎の拡充を図ることにしたのである。ちなみに、工業教員講習所には完全科と簡易科とがあり、前者は3年間、後者は2年間の修学期間であったが、農・商はいずれも2年間の修学

期間であった。

奏定教員章程によれば、大学堂の実科卒業生や高等実業学堂の卒業生自体に、既に教員任用の資格が与えられたのであって、必ずしも実業教員講習所卒業者に限定されることはなかった。ただ、教員講習所学生には師範学堂学生同様、学費が官給され、義務就職（6年間）の年限が定められている点に特色があった。

分科については、農業教員講習所と商業教員講習所は分科されていないが、工業教員講習所は完全科と簡易科に分かれ、さらに完全科は金工・木工・染織・窯業・応用化学・工業図様の6科に、簡易科も金工・木工・染色・機器・陶器・漆工の6科に分科して各科に応じて学科目が指示されている。

入所資格は、17歳以上で、初級師範学堂や中学堂、あるいは同等以上の実業学堂卒業生としているが、当分の間は17歳以上25歳以下で、文理明通の者を選び、先ず1年間普通学科を補修したうえで正科へ入所できると認めている。また、工業教員講習所の簡易科は、前述したように、芸徒学堂及び高等小学堂卒業生、あるいはこれらと同等の学力がある者が入所できるとしているが、その年齢は20～30歳である。

実業系学堂の教員任用の資格条件について、奏定任用教員章程中には次のように規定されている。

「中等実業学堂の正教員は、将来、大学実科卒業生及び高等実業学堂の優等卒業生、または外国高等実業学堂卒業生の中から選ぶ。……副教員は、将来高等実業学堂中等レベルの卒業生及び外国高等実業学堂卒業生の中から選ぶ。

初等実業学堂の正教員は、実業教員講習所卒業生及び中等実業学堂卒業生の中から選ぶ。副教員は、実業教員講習所修了者及び中等実業学堂修了者の中から選ぶ。」

（注53）。

この実業教員講習所章程も日本の実業教員養成規定（明治32年3月3日・文部省令第13号）を参考にしている点が少なくない。たとえば、日本の工業教員養成所は本科と速成科に分け、本科を金工・木工・染織・窯業・応用化学・工業図案の6科に、速成科を金工・木工・染織・機織・陶器・漆工の6科に分けている点など、よく似ている。